

2025年度 遠野市立遠野小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じたもの。

2 いじめ防止に対する基本姿勢

- (1) 全ての教育活動を通じ、だれもが安心して生活できる学校づくりを目指す。
- (2) いじめのない社会を形成するという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう、あいさつや言葉遣いに気を付けさせながら指導、支援をする。
- (3) いじめは、どの学校にも、どの集団にも、どの児童にも起こりうることを強く意識する。そのうえで、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう、保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的及び継続的なアンケートや個別の面談を実施し、記録、共有するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況把握に努める。
- (6) いじめ防止のために、教職員の研修会を実施し、いじめ防止に対する理解を図るとともに、教職員が実践力を身に付ける。

3 いじめ防止等の対策のための組織

「生徒指導委員会」がいじめ等に係る防止対策のための組織を兼ねる。

○役割・係等

- ・いじめ等の実態把握調査（早期発見・事実確認）
- ・いじめ等の事実確認と整理、認知・解消の判断
- ・いじめ等の実態に応じた校内体制の検討
- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
- ・いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言
- ・専門家、専門機関、警察との連携の検討
- ・懲戒、出席停止制度の適切な運用の検討
- ・インターネットを通じて行われるいじめ等に対する対策の検討
- ・重大事態への対応

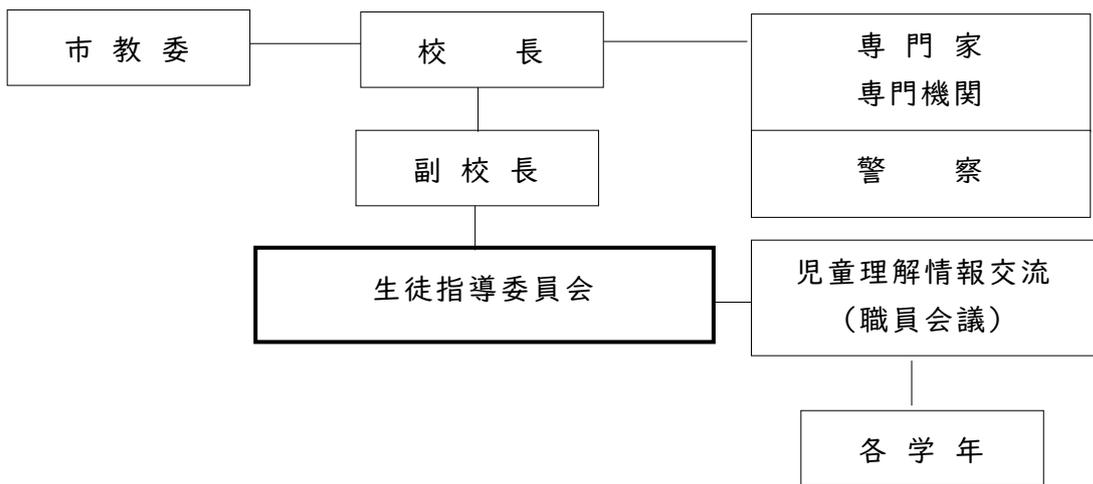
※生徒指導主事が招集し開会。

※副校長が進行、教務主任が記録。

※緊急を要する場合は校長の判断のもと、一部の構成員による会となる場合もある。

※随時、全教職員に報告し、共通理解を図る。

○組織図・基本的な校内体制



4 いじめの未然防止・早期発見への取組

(1) 道徳教育の充実

- 道徳授業の充実
- ポートフォリオノートの有効活用
- 全ての教育活動を通じた道徳指導

低学年	友達と仲良くし、助け合う。
中学年	相手のことを思いやり、親切にする。
高学年	困っている人や弱い人に気付き、話を聞いてあげたり、助けてあげたりする。

(2) 特別活動の充実

- 縦割り班活動・児童会活動の充実
 - ・たてわり班清掃
 - ・なかよし遠足
 - ・たてわり班集体会
- 児童会、学級会等における、児童主体の取組

(3) 個別面談及びアンケートの実施

- 担任による児童個別面談(4・9月)
- 教育相談アンケート(4月 ※6月はハイパーQ U 9月)
 - ※実施したアンケート結果は、教育相談担当が集約し、速やかに副校長⇒校長に報告する。
 - ※児童面談・教育相談で把握した事案の中で、緊急性を要するものについては、把握した段階(集約前)で、生徒指導主事、副校長⇒校長に報告する。
 - ※結果をもとに、いじめ等対策委員会において、認知についての判断を行う。
 - ※校長は、把握したいじめについて、教育委員会に報告する。

(4) 相談体制の整備

- 養護教諭による教育相談(常時:保健室)
- スクールカウンセラーによる教育相談(金曜日:相談室)
- 電話相談窓口の設置(保護者や地域からの相談受付)

遠野小学校相談窓口	62-3231
遠野市相談窓口	62-4412
遠野警察署生活安全課	62-0110
岩手県 いじめ相談電話	019-623-7830
岩手県すこやかダイヤル	0198-27-2134

- ※相談窓口の存在について児童に伝える。
- ※相談窓口(電話番号)について、広報・PTAだより等で保護者への周知を図る。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - 道徳授業
 - 情報モラル指導の充実（使用授業）
 - 情報モラル授業（高学年）
- (6) 複数の教職員、心理、福祉等の専門家、その他の関係者により構成される組織の設置
 - 児童理解（職員会議）
 - いじめ等対策委員会
 - スクールカウンセラーの活用
- (7) いじめ防止におけた教職員の研修等
 - ・ハイパーQ Uでの児童の実態把握
 - ・いじめ個票の考え方及び作成の仕方
 - ・事例研修
 - ・校外研修報告・伝講
 - ・「遠野市立遠野小学校 いじめ防止基本方針」の見直し
 - ・「いじめ防止」に係る法令・通達等の学習会
 - 児童理解情報交流（職員会議）、終会の場で、各学級が抱える児童の課題等を交流し合う。
- (8) 特に配慮が必要な児童生徒についての対応
 - 障害等に対する、特性、当該児童に必要な配慮の正しい理解と共通理解
 - ・発達障害を含む障害の特性とニーズ
 - ・東日本大震災等、被災の影響と心のケア
 - ・外国人、帰国子女、国際結婚等外国につながる児童への配慮
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童への配慮

5 いじめに対する措置

- (1) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
- (2) いじめの事実確認と教育委員会への結果報告
- (3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言
- (4) いじめが犯罪行為と認められるときの警察と連携
- (5) 必要に応じた、懲戒、出席停止制度の適切に運用
- (6) いじめの経過観察、継続指導及び、いじめの解消の確認

「いじめの解消」・・・①②2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3カ月間の期間を目安とする。期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいる場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 重大事態への対処

- | |
|--|
| 1 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(児童生徒が自殺を企図した場合等) |
| 2 相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあるとき
(不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合) |
| 3 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し入れがあったとき |

(1) 速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うこと

○学校に置かれた「いじめの防止等対策のための組織」を母体に、事態の性質に応じ専門家を加える方法も考えられる。

○教育委員会、学校に不都合なことがあっても、事実としっかり向き合う。

○いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

○いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

○いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等を説明する責任を有する。質問紙調査等により得られたアンケート結果は、いじめられ児童生徒及びその保護者に提供する場合があることを念頭に、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する。

○再調査、再分析も必要に応じ行なう。

(2) 調査結果を教育長に報告すること

○希望に応じていじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果に添えること。

7 その他

(1) いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、未然防止及び早期発見に係る取組を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

(2) いじめ未然防止の取組や相談体制・校内組織について定期的に見直し、改善を図っていく(期末反省・年度末反省)。

(3) いじめの未然防止への取組について、PTA総会や校報、学級懇談会等で保護者に周知を図る。

8 いじめ防止等の取組年間計画

	児 童	保 護 者	教 職 員	備 考
4	学級・学年指導 教育相談アンケート① 個別面談①		危機管理研修 児童理解情報交流 (職員会議)	道徳教育 家庭連絡 特別活動
5	ハイパーQU実施 (運動会后)		—	
6		いじめに関するアンケート(市)保護者対象 →適宜 教育相談 家庭訪問		
7	学級・学年反省 情報モラル教育	まなびフェスト評価 期末個人面談	経営反省 (QU結果から)	
8	学級・学年指導 (QU結果から)		危機管理研修 いじめ防止等研修	
9	教育相談アンケート② 個別面談②			
10				
11				
12	学級・学年反省	まなびフェスト評価 期末個人面談	経営反省	
1	学級・学年指導			
2		まなびフェスト評価 PTA総会 [経営反省報告]		
3	学級・学年反省		反省・新年度計画 計画の見直し	